

調べて納得!!

～条文を確認しながら理解する～

確定拠出年金講座

2020 年度版「確定拠出年金関連法令条文集」（きんざい）対応

この講座は、確定拠出年金制度の内容が法令等でどのように定められているのかを、条文を確認しながら説明する講座です。そのまま読み進めても理解しやすい構成になっていますが、「確定拠出年金関連法令条文集（以下「条文集」）」（きんざい）で対応箇所を確認しながら学習すると、より理解が深まります。今回のテーマは「事業主への資産の返還」です。

第 41 講 「事業主への資産の返還」

（確定拠出年金法第 3 条 2020 年度版条文集 P4 ほか）

事業主への資産の返還とは、企業型年金において、一旦事業主が拠出した掛金を事業主に返還することです。事業主への資産の返還に関する規定としては確定拠出年金法第 3 条があり、この他に、確定拠出年金法施行令第 2 条（事業主への返還に係る事業主掛金）、確定拠出年金 Q & A などがあります。まず、事業主への資産の返還に関する、確定拠出年金と確定給付型の制度との考え方の違いをみてみましょう。

確定給付企業年金や退職一時金などの確定給付型の制度では、従業員が給付を受けるために一定の要件を設けることができます。例えば、確定給付企業年金では、確定給付企業年金に係る規約に定めることにより、老齢給付金については加入者期間が 20 年未満の者を給付の対象外とすることができ、老齢給付金を受けることができない者に支給される脱退一時金についても加入者期間が 3 年未満の者を給付の対象外とすることができます（確定給付企業年金法第 36 条、第 41 条）。

これに対し確定拠出年金では、事業主が拠出した掛金を事業主に資産を返還することは、原則としてできません。確定拠出年金は、事業主が拠出した掛金が従業員個人の持ち分として、その運用指図に基づいて運用される制度だからです。ただし、以下のように、一定の要件のもとに、限定的に、事業主への資産の返還が認められています。確定拠出年金法第 3 条第 3 項をみてみましょう。

第 3 条第 3 項は、企業型年金規約の記載事項に関する規定です（第 7 講参照）。企業型年金の記載事項は、大きく、必ず記載しなければならない事項と、当該事項を実施する場合には記載しなければならない事項に分けられます。事業主への資産の返還は、実施する場合には記載しなければならない事項となります。つまり、事業主に資産を返還する仕組みは必ず設けなければならないものではなく、実施される企業型年金の制度設計により異なるということです。

事業主への資産の返還に関する定めは、第 3 条第 3 項第 10 号にあります。第 10 号はかなり長い 1 つの文章ですが、その内容をまとめると以下の 3 点となります。

- ① 事業主への資産返還を実施する場合は、返還資産額の算定方法に関する事項を企業型年金規約に記載しなければなりません。
- ② 企業型年金規約に定めを設ける場合でも、資産返還の対象とすることができるのは、企業型年金の加入者資格を喪失した日において、当該企業型年金の実施事業所に使用された期間が 3 年未満の者に限定されます。
- ③ 返還の対象となるのは、個人別管理資産のうち、当該企業型年金で事業主が拠出した掛金に相当する部分の範囲内です。

次に、確定拠出年金法施行令や確定拠出年金 Q & A をみながら、詳しい内容を確認してみましょう。

まず、事業主への資産返還の対象となるか否かの判断は、使用された期間により行います。つまり、制度への加入期間ではなく勤続期間により判断します（確定拠出年金 Q & A No. 76）。従って、勤続期間が 3 年以上の場合には、

懲戒解雇であっても、事業主への資産の返還は認められません（確定拠出年金Q & A No. 77）。

また、確定拠出年金法施行令2条により、使用された期間が3年未満であっても、次の者は事業主への資産返還の対象とすることはできません。

- ① 企業型年金加入者の資格を喪失した日において、当該企業型年金の障害給付金の受給者である者
- ② 企業型年金加入者の資格喪失が以下の事由による者
 - (i) 死亡したこと
 - (ii) 企業型年金が廃止されたこと
 - (iii) 企業型年金規約の変更により、企業型年金加入者の資格を喪失したこと
 - (iv) 60歳到達又は、企業型年金規約で61歳～65歳に達した場合に企業型年金加入者の資格を喪失することを定めた場合は、当該年齢に達したこと

給付を受けられる場合や、企業型年金実施事業所の事情で加入者資格を喪失することとなった場合などが、使用された期間が3年未満でも対象外となるケースといえるでしょう。

事業主に返還する資産の範囲は、原則として、当該企業型年金の事業主が拠出した掛金の額となります。ただし、個人別管理資産の額が事業主掛金の額よりも少ない場合には、個人別管理資産の額が返還の対象範囲となります。

なお、企業型年金加入者が掛金を拠出している場合や、他の企業型年金又は個人型年金からの移換資産がある場合などには、個人別管理資産のうち事業主掛金を原資とする部分として算出した額と、事業主掛金の額を比べ、少ない方が返還資産の額となります。従って、企業型年金規約に記載する返還資産額の算定方法には、こうした事業主掛金を原資とする部分の算定方法も含まれます。これは、企業型年金加入者が掛金を拠出し、あるいは移換金があるにも関わらず、事業主に資産を返還した結果、企業型年金加入者であった者の個人別管理資産が零になることや、不当に少なくなることを防ぐために必要な措置といえます。

また事業主が負担した部分であっても、退職一時金等の既存の制度からの移行に伴う移換金は返還対象となりません（確定拠出年金Q & A No. 78）。

企業型年金規約に定めを設けることにより、事業主に資産を返還することは認められますが、これは確定拠出年金制度の性格上例外的なものであり、対象者、返還対象となる資産ともに限定的なので留意が必要です。確定拠出年金Q & Aには、定年後の再雇用の例なども記載されているので、確認しておくとい良いでしょう。

今回は、「事業主による運営管理機関の評価」です。

※記載内容は2020年4月1日現在の法令に基づくものです。